

平成 26 年度から平成 29 年度期

「市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例」に基づく

新発田市の取組に関する評価総括

【評価総括のポイント】

「条例改正はしない」「産学官民の連携促進」

今年度は、前回（平成 26 年度）の条例検討から 4 年目に当たることから、平成 26 年度から 29 年度期における条例に基づく取組を総括し、平成 31 年度以降の見直しや変更の必要性について検証した。

平成 26 年度から年度ごとに市民参画に関する取組の総括を実施しているが、これまで条例の見直しをするような御意見をいただいていること。併せて、条例では市の基本構想・基本計画の策定など重要施策・重要事業など市民参画を求めなければならない施策・事業を規定しているが、それ以外の施策・事業について、自主的に市民参画と協働の手法を用いる事業の件数が、平成 26 年度 14 件、平成 27 年度 20 件、平成 28 年度 20 件、平成 29 年度 24 件と順調に伸びている。このことから着実に「市民参画と協働」の意識が定着しつつあることから「条例は改正しない」ことにし、今後も引き続き条例の趣旨に基づき市民参画と協働のまちづくりの推進を図ることとする。

また、平成 29 年 10 月に産学官民が一体となり連携・協働しお互いを支えあう体制「新発田市地域づくり支援センター」を整備した。この地域づくり支援センターでは、まちづくりの課題解決に向けた相談・コーディネートや活動支援などの業務を行っている。平成 29 年度の活動実績は、相談・コーディネート 33 件、活動支援 3 件。今後、この組織を中心に、より一層の協働の促進に努めていくこととする。

1 これまでの経過・結果

(1) 条例制定（平成 19 年度）

平成 19 年 4 月 1 日に「市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例」を施行。条例第 15 条では、4 年を超えない期間ごとに、条例についての検討を行い、その結果に基づいて必要な改正を行うこととしている。

(2) 前回の評価総括結果（平成 23 年度から平成 26 年度期）

条例施行から 8 年目の平成 26 年度には、「新発田市市民参画評価総括会議」を開催し、条例についての検討を行った。その結果、「条例については改正しない」こととし、従来どおり条例推進を図ることとした。

2 今回の評価総括にかかる取組状況（平成 26 年度から平成 29 年度期）

平成 22 年度以降は、毎年度、「新発田市市民参画評価総括会議」を開催し、年度ごとの市民参画に関する取組を総括するとともに、その結果を市民に公表してきた。

平成 30 年度の総括会議では、前回（平成 26 年度）の条例検討から 4 年目に当たることから、平成 26 年度から 29 年度期における条例に基づく取組を総括し、条例についての検討を加え、今後の条例推進の方向性を検証することにする。

※前回の評価は、平成 26 年度の年度途中で実施したため、平成 26 年度の市民参画については実績見込みで評価を行った。このため、今回の評価では実績がでている平成 26 年度から平成 29 年度の取組について評価を行うこととした。

(1) これまでの条例推進の取組状況

新発田市では、市の最上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」で基本目標「市民活動・行政活動」のうち、施策に「市民参画と協働」を掲げ、条例推進を図っている。

(2) 施策「市民参画と協働」の主な事務事業の成果・課題

詳細：資料 1 「施策「市民参画と協働」推進について」参照

①まちづくり基本条例推進事業

毎年度、「新発田市市民参画評価総括会議」を開催し、年度ごとの市民参画に関する取組を総括するとともに、その結果を市民に公表してきた。市民参画と協働が義務付けられていない「その他事業」において、自主的に参画と協働の手法を用いる件数が、条例制定前と比べ 12 倍に増加しており、市民参画と協働の意識が定着しつつあることがうかがえる。特に地域住民と行政各課が連携して、地域課題の解決に向けて一体的に取り組む事例が増加している。

②自治会連合会活動支援事業

持続可能な自治会運営を目指し、平成 24 年に全 17 地区の組織化を図り、平成 25 年から 27 年にかけて「対話集会」を全 17 地区で実施し、体制の整備と課題の把握に取り組んできた。地区代表による定例会議を毎月開催し、課題解決のための部会を設置し、自主防災組織の設立支援強化など具体的な地域課題の解決に取り組み、成果に結びついている。

近年、自治会連合会に対する行政各組織からの参画・協働の依頼が急増しており、今後も、地域課題を解決するための重要な協働のパートナーとして、自治会連合会、及び 17 の地区組織と連携・協働することが重要である。

③コミュニティセンター建設事業

平成 28 年度に川東地区コミュニティセンターの建設事業が完了し、市内全域にコミュニティの活動拠点の整備が完了した。一方で、一部地域では、人口の増加によりコミュニティセンターの再構築を求める声も出てきている。

④まちづくり活動支援事業

特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、今年で 20 年が過ぎたが、団体の高齢化が進んでいる。市では平成 26 年度に、県から NPO 認証業務の権限移譲を受け活動支援を行っているが、高齢化や会員の減少などに伴い、解散の相談を多く受けるようになり、今年度解散した団体が 2 団体あった。今後さらに活動が困難になる団体が見込まれることから、他団体との連携・協働により持続的に団体活動ができるよう支援が必要となっている。

平成 20 年から開催している市民活動の発表の場「まちづくりフェスタ」においては、平成 29 年度から定住自立圏である胎内市、聖籠町との広域連携事業として位置づけ、さらなる団体間の連携促進や活動の広域化を図っている。

⑤住民広聴事業

広報広聴活動の各種制度は定着しつつある。特に、定例記者会見では、地域活動も含め情報提供数が増加傾向にある。また、広報しばた、及び FM しばたにおいて、H28 年度から地域おこし協力隊の活動を紹介するコーナーが開始され、積極的に地域活動の発信に努めている。

⑥職員研修（市民参画と協働関連）

職員研修は、平成 22 年度から職員の自主性を尊重し、手上げ方式で実施してきたところ、市民参画と協働に関連する職員研修の受講者数が増加傾向となっている。また、24 年度以降は新規採用職員研修に協働によるまちづくりの研修を盛り込み、29 年度からは定住自立圏である胎内市、聖籠町と合同で新採用研修を実施することにより、広域の行政内部においても、参画と協働の意識の醸成を図っている。

⑦地域おこし協力隊設置事業

平成 28 年度に 3 人の協力隊員の配置を開始し、平成 30 年時点で計 10 人の協力隊員を受け入れ、地域と協働により地域づくりの取組を実施している。

今後は、協力隊の配置されている地域以外においても、協働の先進事例が広がるよう、協力隊員、行政、地域づくり支援センターが一体となって活動の広域化を目指したい。

⑧産学官民連携地域型中間支援組織構築事業

平成 28 年、産学官民が参画・協働し地域課題を解決する体制として「新発田市中間支援組織推進協議会」を立ち上げ、当該協議会が運営母体となり平成 29 年 10 月、相談窓口である「新発田市地域づくり支援センター」を開設した。

地域づくりのコーディネート、協働のモデル事業助成をはじめ、地域おこし協力隊員との連携などを実施しながら、市全体で協働による地域づくりを推進するための体制が整備された。今後、支援センターが核となり、さらに協働の推進を図っていく。

3 まとめ（評価総括結果）

平成 26 年度から年度ごとに市民参画に関する取組の総括を実施しているが、これまで条例の見直しをするような御意見を頂いていない。併せて自主的に市民参画と協働の手法を用いる事業の件数が、平成 26 年度 14 件、平成 27 年度 20 件、平成 28 年度 20 件、平成 29 年度 24 件と順調に伸びている。このことから、も着実に「市民参画と協働」の意識が定着しつつあることから「条例は改正しない」ことにし、今後も引き続き条例の趣旨に基づき市民参画と協働によるまちづくりの推進を図ることとする。

さらに、条例の本旨を理解し、市民参画と協働によるまちづくりを新発田市全体に浸透させるため、平成 29 年 10 月に産学官民が一体となり連携・協働しお互いを支えあう体制「新発田市地域づくり支援センター」を整備した。この地域づくり支援センターでは、まちづくりの課題解決に向けた相談・コーディネートや活動支援などの業務を行っています。平成 29 年度の活動実績は、相談・コーディネート 33 件、活動支援 3 件。今後、この組織を中心に、より一層の協働の促進に努めていくこととする。